

待たされるトルコ

八谷まち子

HACHIYA Machiko

「西欧はいつでもトルコ人に対しても偏見を持つている……しかし、我々トルコ人はいつでもずっと西欧へ向かって進んできた……文明国家になるためには他に選択肢はないのだ。」

ケマル・アタチュルク⁽¹⁾

トルコは、歐州連合（EU）の加盟候補国とされながら、加盟のための交渉開始の時期は未定である。それは二〇〇四年一二月の理事会で明らかにされることになつたはじめに

ており、トルコは速やかな加盟交渉開始を目指して、猛烈ともいえる勢いで、矢継ぎ早に国内の制度改革をすすめてきた。その動きは二〇〇一年の憲法改正に始まり、EUが要請する加盟基準（コペンハーゲン・クライティア）を満たすために短期と中期の国家プログラムがうち出され、次いで、国家プログラム実施のための七次によぶ改革パッケージが二〇〇二年から〇三年にかけて国会で承認された。これら一連の改革パッケージは、トルコ共和国の建国以来の国是とされている「トルコ国家の一体性」への挑戦ともなるような内容を含んでおり、さらには、トルコの政治に絶対的な影響力を有する軍の改革にさえも着手する思い切った内容である。もはや、今

日のトルコ共和国の国はEU加盟の実現以外にはあり得ない態さえ示している。

なぜトルコはかくも熱心にEU加盟と取り組むのであるか。歴史的、政治的そして経済的に、マクロにもミクロにも理由が列挙できるであろう。しかし、根源にあるのは、トルコ共和国建国の理念である「近代的な世俗国家」としての西欧志向、そして、その完遂としてEU加盟が位置付けられることであろう。近代トルコの建設とは、オスマン帝国の解体過程で、往時の列強であるヨーロッパ諸国が押し付けようとしたセーブル条約によってトルコに刻印された国家的トラウマの克服作業であるともいえる。それは、帝国から独立した隣国ギリシアへの対抗心であり、国家の一体性の維持という国内的な優先課題とそこから派生する軍の影響力を意味している。そして、まさに建国の理念に忠実な國づくりがヨーロッパとの異質性が際立つ国内体制をもたらし、ひいては、EU加盟への道程を糺余曲折したものとなしているともいえる。

本稿においては、ようやく「加盟候補国」と位置付けられ、EU構成国に準じた制度的、財政的な支援の対象となつたトルコのEU加盟をめぐる動きを中心検証する。まず第一節において、トルコとEUの関係を概観したうえで、EU加盟のコンディショナリティである「加

盟基準」に照らしてトルコがいかに評価されているかを整理する。次いで第二節において、EUがとりわけ問題視している人権問題、クルド人問題、軍の政治的影響力の三点を取り上げ、トルコの対応を概観する。第三節では、背景は変わったものの分断が続くキプロス問題を検討する。そして最後に、現在のヨーロッパで散見されるトルコに関わる意見に言及して、トルコのEU加盟が浮き彫りにする問題の所在をまとめるとしてする。

一 EU加盟候補国への道程

トルコのEUとの関わりは一九五九年に遡る。この年トルコは、当時の欧洲石炭鉄鋼共同体（ECSC）、欧洲經濟共同体（EEC）および欧洲原子力共同体（EURATOM）へ、ギリシアと共に、加盟申請を行つた。この申請は、一九六三年に、EECとの協力の基本となる「連合協定」⁽²⁾の締結へと結実した。そして、当協定に盛り込まれた「関税同盟」は、一九九五年一二月に設立合意、翌年に発足している。

加盟申請国

EC/EU⁽³⁾が締結する「連合協定（Association

Agreement)」にはいくつかの異なった範疇があるが、一九九五年の拡大⁽⁴⁾と二〇〇四年の拡大⁽⁵⁾に際しては、新規加盟国のEU制度への円滑な移行のために、法的、社会的制度の整備を眼目に締結された協定を意味している。

したがって、これらの「連合協定」の締結は将来の加盟を前提にしていた。トルコとともに加盟申請をしたギリシアは、一九六二年に「連合協定」を締結し、一九八〇年にEC加盟を実現した。かたやトルコの場合は、一九七二年に「アンカラ協定」の追加議定書が署名されたものの、その後のトルコ国内の政治的経済的不安定と冷戦体制の終焉という国際情勢の変動により、協定の最終目的であった関税同盟の設立を期限一杯にかろうじて実現させるにとどまっている。EUの歴史において、加盟を実現することなく関税同盟を発足させたのは、トルコのみである。

その間トルコは、一九八七年にあらためて当時のECへ加盟申請を行った。それに対するEC/EUからの応答は冷淡である。まず、一九八九年にEC委員会が提出した『意見⁽⁶⁾』によれば、経済的条件に照らしても、トルコにはEC加盟によって生じる多くの制約に対処できるだけの能力は未だ整っていないとされた。もともと、当時のECの優先課題は、「一九九二年に創設が目指されていた欧州単一市場の実現である」とは明らかであつた。

この「一九九二年プロジェクト」と同時進行的に起つた冷戦体制の崩壊と、それに続く旧東欧諸国からの相次ぐ加盟申請は、EUにとってのトルコをすっかり後景へと退かせることとなつた。

その後、上述のように一九九五年に関税同盟の設置にはこぎつけたものの、一九九七年一二月のルクセンブルク理事会は、トルコに対してのみ加盟交渉の時期を明らかにせず、したがつて、トルコのEU加盟の可能性をほぼ否定する結論を出した。この結論が表明したのは、「トルコには加盟資格があるが、まず、関税同盟の完全実施を実現すべきであり、EUは、あらゆる分野においてトルコをEUへ近づけることで加盟に備える」というものであつた。この立場は、加盟申請国へ向けて新規加盟国に対するEUの政策を明らかにした『アジェンダ二〇〇〇』の内容に沿つたものであり、意外な結果であったとはいえない。EUにとつてトルコとの関係は、あくまでも関税同盟の枠内にとどめておく意図であつたかと考えられる。

ルクセンブルク欧州理事会結論の後、翌年三月にEUの対トルコ協力を明らかにする目的で「トルコのための欧州戦略（European Strategy for Turkey）」という報告書が提出された。しかし、いにちわれた内容は、関税同盟に基づく支援、協力の範囲を大きく上回るものでは

なく、なにより、財政支援（三億七五〇〇万エキユ）はギリシアの拒否権行使により凍結された状態が続いていた。

続いて一〇月には、他の加盟候補国と同様に、トルコについても年次報告書が出された。報告書は（当時の）一二の加盟候補国と同じ形式で作成されており、加盟基準の政治的、経済的分野において設定された主題目とさらに詳細な項目ごとにトルコの現状を検証し評価している。同様の形式は以後の毎年の報告書において継続されおり、一九九九年までは、各年の総ページ数は六〇ページ弱であった。そこででの評価は、政治的分野では、軍の影響力や人権侵害の具体例をあげながら「コペンハーゲン・クライテリア」にははるかに及ばないとして厳しいものとなっているが、経済については、EU構成国としての諸々の調整に適応するには不十分であるとしながらも、市場経済の要素は十分であるとしており、関税同盟の効果も評価している。

しかし、トルコ-EU関係は、一九九七年一二月以来、閣僚レベルの定期会合が凍結されるなど冷却しており、EU委員会によって関係の修復が模索されていた。事態は、一九九九年に動いた。この年には、クルディスタン労働者党（PKK）党首オジャラン（Öcalan）の逮捕、コソボの内戦とその後の平和維持作業などを通し

て緊急課題となつた欧州の安全保障問題への新たな取り組みのあり方、予期せぬ天災であつたトルコ西部大地震とその一ヶ月後に起こつたギリシアの地震など、大きなできごとが続いた。この流れの中で、NATOのメンバードであるトルコの地政学的重要性が再認識されることとなり、また、地震後の支援活動によつて世界的な連帯感が生まれたことなど、トルコをとりまく雰囲気が大きく変わつたといえる。加えて、アメリカの強力なトルコ加盟支援のロビーイングも効を奏して、一九九九年一二月のヘルシンキ理事会において、トルコはEUの加盟候補国である、という位置付けがなされたこととなつたのである。

加盟候補国

この時点から、EU加盟の実現を目指して、トルコの国内改革への本格的な取り組みが開始されることとなる。それらは、「コペンハーゲン・クライテリア」と称される加盟基準、すなわち、法治、民主主義、少数民族の権利の保護、および機能する市場経済の四原則を国内的に確立するための多方面にわたる国内制度の改革である。EU加盟のためには、この四原則が満たされていることが条件であり、その進捗状況の評価は、毎年秋に候補国別に公表される年次報告書（Regular Report）で明らかに

される。

トルコが加盟候補国と位置付けられた二〇〇〇年以降の、トルコを対象とした年次報告書の分量は一気に増加した。その後、報告書の分量は毎年増加の一途であり、トルコ国内の改革の進捗状況の評価が明らかにされている。アキ (*Acquis*) と称されるEU法の総体の各分野は、すべてのEU構成国に国内法化が要請されるが、いまだ加盟交渉が開始されていないにもかかわらず、トルコにもアキの国内導入作業が求められており、モノの自由移動のような単一市場関連事項から、環境政策や文化・視聴覚政策まで幅広く、二九章から成る項目が目をひく。

この章立ては、加盟前支援として二〇〇一年二月にEUとトルコの間で合意された「加盟パートナーシップ⁽⁸⁾」によって規定された短期と中期の課題に沿つたものである。同パートナーシップの成立に応える形で翌月の三月にトルコが明らかにした「国家プログラム⁽⁹⁾」や、その後、二〇〇三年七月までに七次にわたってうち出した国内改革のパッケージも、このパートナーシップに示された短期と中期の優先課題の各章に対応する形をとっている。こ

うした政治的分野の改善への取り組みは、二〇〇一年と二〇〇二年の年次報告書においても高く評価されたが、最も肝心なことはその実施である、と釘をさす一文も明記されている。

加盟のための交渉の実際的内容とは、とりもなおさず、八万五千ページにも及ぶといわれるアキの、国内化の進捗状況に照らしながら問題点の解決をはかつて、加盟実現の曉には、EU構成国としてスマートな開始を可能とするためのものである。EUはトルコに対して、交渉の開始時期が明らかにされていないにもかかわらずこうした作業を要求することによって、トルコが加盟基準を満たすための支援を行なうとしている。ところが、その意味するところは、EUの権限分野における国内制度のEUへの調和を図ることを要求する一方で、加盟交渉の開始時期の提示は加盟基準が満たされたと判断されることが条件とされているのであるから、トルコの試みにもかかわらず、改革が不十分であるとして、あたかも二階に上つて梯子をはずされるような、最悪の事態が一方的に宣告されることさえないとほんのり思えるのである。

二 トルコの国内改革

EUの新規加盟国のみならず、構成国であつても、EU法による規定を外圧として利用し国内の制度改革を行なうのはほぼ常套手段である。⁽¹⁰⁾トルコの場合も例外ではなく、EU加盟という大義の前に、国家プログラム

(N.P.) で示された優先課題に沿った国内制度の改革が一気に進展する様相を見せて いる。特に、二〇〇二年一月の総選挙で公正発展党 (AKP) が政権を握り、翌年三月にエルドアン (Recep Tayyip Erdogan) が首相に就任して以来、その動きは大きく加速している。AKP がイスラーム政党である美德党 (FP) から分派した政党であるために、これら一連の改革の真意がイスラーム主義への傾斜にあるのではないかとの警戒はトルコ国 内に根強いが、ひとまず本節では、改革の焦点となつて いる基本的人権の保護と死刑廃止、少数民族の権利など わちクルド人問題、軍の政治的影響力の三点をとりあげて、EU 加盟へ向けたトルコの対応を検証する。

基本的人権と死刑廃止

トルコの EU 加盟を阻む第一の問題、換言すれば、EU 諸国による最大のトルコ批判は常に基本的人権の侵害であつた。EU 諸機関のなかでは、欧州議会 (EP) が批判の急先鋒であつたが、その批判の対象は、ジャーナリストや国会議員の拘束に見られる表現の自由への抑圧、警察の拘留期間の長さと拷問、死刑制度の存在、少数民族の一切の文化的権利行使の禁止など、実に多岐にわたつていた。二〇〇一年の「加盟パートナーシップ」の短期優先課題においても、広く人権問題と認識されている

事項が並んで いる。

これに対しても、当時のエジエヴィツト (Ecevit) 内閣は、まず、三月に「国家プログラム (N.P.)」を明らかにし、その実施のために三五条項にわたる憲法改正を、同年一〇月に行つた。¹²⁾トルコでは、現憲法が制定された一九八二年以降でも、すでに五回の改正が行われているが、今回の改正は EU 加盟のために必要であることを、改憲法案の理由書が明確に述べている。¹³⁾また、改正の内容が、過去のいずれの場合よりも基本的人権と個人の自由を強化するものとなつて いるのも大きな特徴である。この改正に基づいて、「EU 適応法」という名称での改革パッケージが打ち出されてくることになる。二月と三月に承認されたパッケージは、表現、報道、集会の自由と拷問の禁止を対象とした改革の立法化をもたらしたが、エジェヴィツト内閣が次の選挙までの実質的な管理内閣となつて いた八月には、政権そのものの弱体化にもかかわらず、クルド人の文化的権利の容認とともに、死刑制度の廃止も含む一五条から成る「EU 適応法」が国会で承認された。

トルコでは、一九八四年以来極刑の執行はなされていないが、二〇〇一年の改憲は、一九八三年の欧州人権条約第六議定書にほぼ準じる内容で、極刑の廃止を明記した。¹⁴⁾ここで大きな議論となつたのは、一九九九年に逮

捕され、死刑の宣告を受けているPKK党首オジャラン

の処遇であった。当時のエジエヴィット連合政権の第二党であつた国家行動党（MHP）は、国家主義の強い政党であり、トルコ国内ではテロリスト集団とみなされているPKKの党首の死刑執行動議を提出する権利を保持することを主張していた⁽¹⁵⁾。このため、憲法の改正条項には、第六議定書にはない「テロ犯罪」の一語が加えられている。彼の死刑判決は、国家行政からの領土の部分的分離を企てる者を極刑と定めている刑法一二五条に基づいていたが、EUの加盟基準を満たしつつ、憲法との整合性を確保するためには、刑法が定めている極刑を無期懲役へと文言の変更をする必要があった。この措置により、分離主義とみなされる行為に対しても憲法を再度改正することなく、極刑を回避することが可能となり、EUの年次報告書はこの八月の改革パッケージを高く評価している⁽¹⁶⁾。しかしながら、トルコ国内では、このような減刑措置がテロリストの釈放につながるのではないかとする反対意見が断固として存在していたことも事実であり、人権問題に対するヨーロッパとの視点の違いを浮き彫りにしたともいえる。その違いは、国家の一体性といふ大原則にのつとつた少数民族の位置付けに由来している。

少数民族の権利とクルド人問題

トルコ憲法において少数民族として認められているのは、一九二三年のローランヌ条約で定義された非ムスリムのトルコ国民（ユダヤ人、ギリシア人、アルメニア人）のみであり、それ以外のすべてのムスリムの国民は「トルコ人」であるとされている。すなわち、宗教上の少数民族集団は存在するが、民族による少数民族集団は存在しないことになる。その結果、民族固有の文化的権利は認められず、独自の言語の使用も禁止されていた。トルコ当局の主張にたてば、单一のトルコ国民としてすべての国民は平等であり、特定の集団に特権が付与されることはない。したがって、特定の民族的出自を主張しないかぎりにおいて、すべての「トルコ人」に政治的にも社会的にも平等な権利が保証されることになる⁽¹⁷⁾。

現実問題としては、トルコ国内には一二〇〇万人とも一五〇〇万人ともいわれるクルド人が存在しており、トルコの最大の「少数民族」を形成する。トルコにおける少数民族とその文化的権利の問題とは、とりもなおさず、クルド人の問題を意味するといえる。

トルコ共和国建国当初は、アタチュルクとクルドは協力関係にあつたが、一九二四年にカリフ制が廃止された日に、すべてのクルド人学校、出版、組織も禁止された⁽¹⁸⁾。「近代的世俗国家としての共和国の一体性」を確立する

はずであったこの政策は、ムスリムであることとクルドであることの両方を否定されたクルドの民族意識を目覚めさせる結果をもたらし、翌年の大規模なクルド人蜂起の遠因を作った。この「サイードの蜂起」に見られるクルド人と政府の対立は、硬直なアタチュルク主義政策と現実とのギャップに抵抗して武装闘争を開いたクルデイスタン労働者党（PKK⁽²⁾）とトルコ政府当局の容赦のない取り締まりという、文字どおりの血みどろの抗争の先鞭をつけた。PKKとの抗争は、警察や軍、そしてPKK党員等の当事者のみならず、当局とPKKの両方から理不尽にも標的にされた一般のクルド人も巻き込んで、一説には三万七千人の犠牲者を出したとされる。

クルド人口のうちで実際にPKKを支持していたのはわずか二%程度であったというから、トルコ南東部の過酷な現実は、アタチュルク主義を堅持する共和国政府が作り出した側面が強い。その結果は、クルド問題はトルコの人権侵害と暴力、そして、国家主義の象徴となり、ヨーロッパ諸国は多数のクルド人亡命者を受け入れたが、彼らはヨーロッパの主要都市を拠点にしてトルコ政府への鬭争を継続したため、トルコ国内の問題が部分的にヨーロッパへ移送されてしまったことにもなり、トルコに対するイメージがさらに傷付けられたといえよう。

トルコ国内ではPKKはテロリストと指定されており、

EUにおいてはテロリストリストに加えられていないことにトルコ当局の不満は強かつた。トルコ政府にとつては、クルド固有の権利を認めることは、国家の一体性に反するのみならず、テロリストを容認することも意味したものである。しかし、PKKとクルド人一般の問題とは、本質的には分けて考えられるべき問題であろう。マルクス主義社会主義に原理をおき、党首オジャランの強力な指導力を擁っていたPKKが仮にクルド人の支持を得ていたとすれば、それは、クルドのトルコ国内での立場を国際的に知らしめたことによるであろう。

「トルコ人」の文化的権利はようやく改善の方向へ動き始めた。二〇〇二年八月の改革パッケージは、放送法を改正し、「トルコ国民が日常生活で伝統的に使用している方言やトルコ語以外の言語」の使用を公式に認めることや、NGOによるトルコ語以外の教育を認めることなどを盛り込んでいた。EUはその実施を強く求めているが、二〇〇三年から〇四年にかけて放送法の付則として立法化され、実施のめどが立つた。

また、欧洲人権裁判所の二〇〇一年判決以来、欧洲審議会やEUによって救済措置が要求されていたレイラ・ザナ（Leyla Zana⁽²⁴⁾）をはじめとする四名のクルド人議員が、一九九四年の拘束から一〇年を経て、二〇〇四年六月九日に釈放された。これは、トルコの人権問題へ

の取り組みの改善を象徴的に印象付ける出来事であろう。

拘留されている多くのPKK党員に対しては、エルドアン内閣は、第七次の改革パッケージで「社会復帰法」というアムネスティ法を提出して、幹部以外のPKK党員に対して、条件付き恩赦もしくは減刑を与えるとしている。不当な逮捕や拘留を受けているPKK-KADEC党員たちを救済すると期待された同法は、軍部の憂慮にもかかわらず、大統領の承認と官報掲載という手順をふんで、二〇〇三年八月六日に発効した。その申請は一日だけで四四四名にのぼり、政府はさらなるアムネスティの申請を奨励していたが、その後のPKKの武装闘争への回帰により効果はあがっていない。

こうした個別の取り組みは、しかしながら、限定的であり、少数集団としてのクルド固有の権利の幅広い保障は、共和国政府が多様性を容認する政策へと舵を切らなければ、いかぎり実現は困難である。最たる例として、選挙における一〇〇%条項がある。少数政党の乱立を防ぐ、という大義のもとに設定されている一〇〇%⁽²⁵⁾の壁は、トルコ南東部を地盤にするクルド人政党の国会進出を常に阻んでおり、国政にかかる意思決定の場における少数集団の利益の表出は、きわめて困難な制度となっている。

軍の政治的影響力

トルコにおけるクルド人問題が象徴する広い意味での人権問題は、国家原理としてのアタチュルク主義が標榜する「トルコ国家の一体性」に帰することができる。國家原理の前衛的守護者を自任するのが軍である。社会不安の増大や世俗主義への挑戦が高まっていると判断すれば、国家利益の保護を目的に軍は政治に入りし、治安が回復したと判断される時期まで、軍政を敷いた⁽²⁶⁾。さらに、日常的には、国家安全保障評議会（MGK）が軍の政治介入の装置として機能する。MGKは一九六一年に政府への諮問機関として設置されたが、一九八二年憲法での役割が内閣に対し見解を述べるご意見番へと強化された。二〇〇一年の憲法改正によつて、MGK構成メンバーの軍人と文民の構成比が、ようやく文民優勢になつたが、MGKは実質的な国家意思の最終決定機関であった。もつとも、国民は、政治家は腐敗しており信頼がおけないとして、問題の解決には軍人に高い信頼をおいていることも事実である。

トルコは複数政党制による代議制を敷く民主制度をしており、軍政とは明らかに異なるものの、軍の政治的影響力の行使は制度化されており、そうしたあり方は、EU構成国の制度とは相容れないものである。EUは加盟パートナーシップの中期課題として、MGKの役割を、

その本来の目的であつた諮問機関とすることを求めていた。だが、トルコ国内における軍への信頼の強さと、特に九〇年代後半の不安定な経済と政治の状況に照らして、軍の改革は至難の業ではないかと思われた。

ところが、AKPが政権を掌握して以来、様相が変わつてある。二〇〇三年三月一日、イラクへ進駐するアメリカ軍の駐留許可の動議が、国会の過半数に満たず不成立となつた。この出来事は、与党AKPの失点かと思われたが、国民の九〇%がイラク戦争に反対という世論を反映する結果でもあつた。この時の軍は、イスラム政党であるAKPへの不信から、あえて静観する立場をとり、いかなる結果になろうとも、戦争加担をめぐる厄介な問題についてAKPに責任を負わせる方策に出たとする。⁽²⁷⁾ 結果的には、軍の干渉を受けない政策遂行の事実ができたと見ることも可能であろう。

二〇〇三年八月に成立した「EU適応法」の第七次パッケージは、軍の政治的影響力を大きく低減させるMGKの改革を盛り込んでいる。まず、MGKは行政権のない諮問機関であることを明記、毎月開催されていた会議は、二ヶ月に一度に減らす、これまで軍人のポストであったMGK事務局長には文民の指名も可能とする、さらに、公開されることのなかつた軍予算に国会の審査権を認めることもありこんでいる。

この改革は、EUもアメリカも共に高く評価しているが、軍はAKPに対する不信感を一層募らせており、退役年齢の引き下げとともにMKG事務局長の職を辞するクルンチ（Kuluncu）将軍は、二〇〇三年八月二十五日の式典で、「八〇年の歴史を有する世俗国家において、未だにシャリーアたらんことを追及する者がいる」と述べてエルドアンを批判し、「言語の統一や平和への忠誠を、セクト主義で傷付けようとする者たちがいて、どうしてひとつにまとまることができようか」と、クルド語の使用や反テロ法の改正による「国家の一体性」の危機を訴えている。⁽²⁸⁾

しかしながら、軍はかつてのように非民主的な一方的介入を行う様子はなく、また、エルドアンもAKPは民主的保守政党であるとの位置付けを強調して、イスラーム改革の意図を否定し続け、アタチュルクの墓参も行うなどして、軍との正面切つた対立をすり抜けている。

軍の改革の必要性は、一般国民にも認識されているようであるが、それが軍への信頼の低下や政治家への信頼の改善を意味しているわけではない。国会の唯一の野党である共和国人民党（CHP）の古くからの党員の一人は、軍の改革や民主制の確立の必要は認めつつも、そのような改革はイスラーム政党の手によるべきではないとの意見を持つ。⁽²⁹⁾ そこに表明されているのは、トルコ共和

国の変わりつつある人々の意識と変わらぬ原則とである。

トルコの地政学上の位置とNATO加盟国である事実は、トルコ軍の役割に看過できない意義を与えており、⁽³²⁾ EUにとつても同様に、トルコの加盟が実現した暁には、軍の役割は大きいであろう。しかしそれは、あくまでも防衛と平和維持の軍隊として存在することが大前提であり、ここにもEU加盟がもたらすであろう国内制度の変容が胎動している。

エルドアン内閣は、EU加盟という錦の御旗の下に、矢継ぎ早の改革案を打ち出してきた。最も困難であると思われた、トルコ軍の改革にも着手するなどの一連の強気の改革を推し進めるなどを可能にしているのは、国会におけるAKPの圧倒的優位である。⁽³³⁾ 二〇〇二年一月の総選挙で、国会の五五〇議席のうち三六三議席を獲得して、トルコの歴史上初めてのイスラーム政党による単独政権を成立させたが、その後の地方の補欠選挙で党首エルドアンを含む二人のAKP党員が当選して、三六五人となつた。さらに、無所属とCHP所属の議員がAKPへと鞍替えをして、三六七人となつた。この数字は、憲法改正に際して、国民投票に付すことなく、単独で国会成立を可能にする全議員の三分の二以上を達成する数字なのである。⁽³⁴⁾ さらにエルドアンを強気にさせるのは世

論の支持である。二〇〇三年七月に行われた世論調査では、人々は来年は今年よりもよくなるであろうと考えており、三一・八%が次の選挙でもAKPへ投票すると答えている。⁽³⁵⁾ EU加盟実現へ向けた国内制度の大幅な改革は、ほぼ国家的合意事項に見えるが、共に外国人排斥の主張を展開している国家行動党（MHP）と若者党（GP）という、少数の反対勢力も存在する。しかし、似通った主張の二つの党がそれぞれに存在しているかぎり、どちらの党も得票率一〇%という高いハードルを越えて、国会に議席を獲得するのは難しいであろう。

エルドアンの現実的アプローチは、概して、EUでもアメリカでも好意を持って受け取られているようであり、保守的民主主義者を標榜する彼の真意はまだ不明であるが、EU加盟へ向けた国内改革は、国民の支持を得ながら加速されている。

三 分断キプロス問題

キプロス共和国は二〇〇四年五月に他の九か国と共にEUに加盟した。しかしながら、分断状態は解消されていない。当初のEUの見解は、キプロスのEU加盟前に分断問題を解決するには、トルコ系北キプロスおよびト

ルコ共和国の責任であるとするのが大勢であり、コペンハーゲン・クライティリアの範疇ではないものの、分断状態に何らかの進展が見られないかぎりはトルコのEU加盟に不利に働くとのメッセージが発せられていた。

キプロスの分断状態の非をトルコに負わせるのは、北キプロスに駐留するトルコ軍の存在が、外国軍による占領とみなされたためである。ことの発端は、一九七四年七月にギリシア軍の支援を受けたギリシア系キプロス人グループEOKAによるクーデタが起り、多くのトルコ系住民が迫害を受けたことにある。こうした状況に対して、トルコ系キプロス人の保護を目的にトルコ軍が二回にわたって侵攻し、第二回目の同年八月に面積の三七%にあたる島の北部を占領して以来、キプロスは分断状態におかれている。そして一九八三年一月に、北キプロストルコ共和国の「独立」が宣言されたが、今日まで、この「独立」を承認しているのはトルコのみであり、国際社会の認知はない。北キプロスの独立宣言は、実はトルコにとつては予想外のことであったとされるが、ひとたびそうした状況がうまれた以上は、トルコ系住民の保護を全うすべきという軍の強力な後押しがある。⁽³⁵⁾

キプロスは一九九〇年にEUへ加盟を申請したが、それに対するトルコの主張は、キプロスの加盟申請そのものが、「他のいかなる国家との全体的もしくは部分的な

連合は排除される」と規定しているキプロス共和国憲法一八五条の「修正不可能な裁量権（unamendable disposition）」に違反しており、従つて違法であつて、EUは加盟申請を受理すべきではない、というものであつた。⁽³⁶⁾それに対するEUの見解は異なつており、キプロス問題は政治的対立であつて当事者間で解決されるべき問題だと

して、問題の解決の如何にかかわらず（ギリシア系）キプロスの加盟は可能であるとしてきた。こうした状況のもとでの加盟交渉は、北キプロス代表が不在のまま進められた。その間、国連を中心にさまざまな和解案が調停され、トルコ系の代表であるデンクタツシュ（Denktas）とギリシア系の代表であるクレリデス（Clerides）両大統領の間で、一九九九年から二〇〇二年にかけて、それぞれ五回の間接、直接の会談が持たれたが、両代表の硬直した態度は変わらず、何の進展ももたらされなかつた。二〇〇二年一月に、アナン国連事務総長が、両地域を平等とする連邦案を提示したが、これも両者とも署名を拒否した。

硬直状態の打開の兆しは、またしてもエルドアン内閣がもたらした。二〇〇三年四月二三日、二つの地域を離れているニコシアの検問所が開放されて、相手側の訪問が可能となつた。トルコの指導者と軍の間に、北キプロス問題がトルコのEU加盟にとつて残された最大の阻害

要因であるとの認識が高まり、デンクタッシュも譲歩を余儀なくされたのである。

キプロスのEU加盟の日が近づくにつれて、北キプロスの住民の間では、国際情勢から隔絶されたトルコの庇護ではなく、EU加盟を望む声が高まつていく。二〇〇二年に北キプロス地区を対象に行われたEUの世論調査⁽³⁷⁾では、すでに八八%が「EU加盟はいいことである」と答えていた。二〇〇三年一二月に実施された北キプロス地区の総選挙では、分断の解消とEU加盟支持を表明している野党連合が、与党と議席を同数で分かち合う結果となつた。⁽³⁸⁾

二〇〇四年二月にようやく、ギリシア系とトルコ系両住民はアナン案に基本的に合意し、キプロスのEU加盟が目前に迫つた四月二十四日にアナン案の受諾をめぐつて住民投票が行われた。両地区が共に受諾を承認すれば、連邦として統一されたキプロス共和国がEU加盟を果たすはずであったが、新しくギリシア系の大統領に選出されていたT・パパドプロス（T. Papadopoulos）は、アナン案拒否のキャンペーンを張り、結果は、トルコ系キ

prusの六五%が賛成票を投じたのに対し、ギリシア系の七六%が反対であった。こうして、キプロスは分断状態のままEU加盟となつたのである。

住民投票の結果は、長年仲介の労をとつた国連のみならずEUをも困惑させ、関係者は遺憾の表明や怒りの発言をしている。⁽³⁹⁾同時に、この結果は、キプロス問題の（未）解決をトルコのEU加盟の障害とすることはもはや説得力に欠けることを意味する。EUは、北キプロスに対する経済制裁を解き、特別財政支援を提案しているが、いまやEU構成国であるキプロスが拒否権の行使をほのめかしている。キプロスにとって北キプロスへの支援を承認することは、北キプロスを独立した存在として認めることになり、当然承認できない問題であろう。こうして、トルコ系の大幅な歩み寄りにもかかわらず、EUは再び分断国家を抱え込むことになつた。一方トルコは、与党のAKP以外はアナン案には反対を表明しており、キプロス統一については国内は分裂状態になつたため、政府はEU加盟に言及することなく、北キプロスにに対する支援の継続を約束している。

おわりに

新規に一〇か国の加盟が実現し、二〇〇七年のブルガリアとルーマニアの加盟も確実となり、その次の加盟候補国であるトルコの加盟がようやく現実味を帯びた問題としてEUでも取り上げられるようになつた。しかしながらEUでも取り上げられるようになつた。しかしながら

がらそれは、キプロスをめぐる状況の変化にも、また、トルコのがむしやらともいえる改革にもかかわらず、決して好意的なものではない。

その最たる例は、EU憲法制定会議 (European Convention) の議長であつた元フランス大統領のジスカル・デスタン (Giscard d'Estaing) による「トルコが加盟すればヨーロッパの終焉である」という発言である。この発言に対しては、あくまでも個人的なものとして、EU関係者は事態の沈静化に躍起になつたが、多くの者が考えていることを口にしたにすぎないという反応がかつたことも事実である。

トルコ批判の急先鋒であつた欧洲議会 (EP) は、二〇〇三年のトルコに関する年次報告書を、一一一対八四という圧倒的多数で承認した。その内容は、「トルコは未だ多くの分野で改革が必要であり、EU加盟の準備は整っていない」というものであつた。新規加盟は理事会における全会一致事項であり、EPが直接決定には関与しないものの、否定的な意見はトルコの加盟を後押ししないことは明白である。

トルコの最大の弱点は、過去の新規加盟国と違つて、強力な支持を与える国がないことであろう。イギリスは一貫して支持を表明しているものの、イギリスのEUにおける立場を考慮すれば、たとえばドイツがポーランド

やクロアチアの加盟に支持を与える」と同様の意義があるとは言いがたいであろう。

二〇〇四年七月に、エルドアン首相はフランスを訪問し、トルコのEU加盟への支持を訴えた。シラク大統領は支持を表明したものとの、彼の党である民衆運動連合 (UMP) は反対の立場を明らかにしているし、国民の大半も反対である⁽⁴⁾。野党であるフランス社会党は、支持の立場をとっているものの、一九一五年のアルメニア人虐殺の事実を認めることが先決と条件をつけている。ドイツの状況も似通つていて、シュレーダー内閣は一応支持の立場をとっているが、野党であるキリスト教民主党中央 (CDU) は、「特例的パートナーシップ (privileged partnership)」を主張しており、正式加盟には反対している。

これら一連の「弱気な支持」とも言える状況には、大きく二つの理由があると考えられる。

一つは制度的な問題である。拡大を続けるEUの意思決定は、特定過半数による分野が増加している。トルコの人口がEU諸国の中ではドイツに次ぐ多さであり、EUにおいて、人口の多さは意思決定に大きな影響力をを持つことになる。そのようなトルコへの抵抗は、もう一つのさらに大きな問題と密接にかかわる。

政教分離に厳格であるとはいえ、国民のほとんどがイ

スラム教徒であることが、EUとは異なる文明圏に属するとして、トルコはヨーロッパではないという意見に結びつく。EU憲法制定過程の議論においても、EUはキリスト教文明に基づく「ヨーロッパ」を入れるべきだと主張が、主にカトリックの国から出されていた。⁽⁴⁵⁾ 憲法制定が合意された後でも、1100四年七月には、ヴァチカンの枢機卿がフィガロ紙とのインタビューで、「ヨーロッパは文化的大陸であり、地理的なものではない、トルコをヨーロッパと認めるることは間違っている」と述べ、トルコは近隣のアラブ諸国と協力関係を強化するべきであると主張している⁽⁴⁶⁾。

残念ながらEU域内においては、トルコを受け入れる世論は未だ熱していない。ユーロバロメーターによれば、トルコ加盟支持は、三〇〇%をかるうじて上回る数値から一向に上昇しない。⁽⁴⁷⁾ ヨーロッパに居住する約三〇〇万人のトルコ人にとって、母国のEU加盟は彼らのステータスを安定したものにしてくれるであろうが、情報の発信に熱心なのは亡命者たちであり、移民労働者の声は聞こえにくい。二〇〇万人のトルコ人人口を抱えるドイツでは、ようやく、1100四年六月のEP選挙においてトルコのEU加盟が争点となつたが、勝利したのはキリスト教民主党である。

トルコ政府は、ひたすらEU加盟を主張した国内制度

の改革をすすめており、それは、共和国の根源を変容させる潜在力を持つとともに、文民の政治家主導による民主制の強化という新しい動きもある。国内改革の鍵となる軍は、原則としてEU加盟に賛成しているものの、国是である世俗主義に照らして現政権への不信感が強いため、一連の改革をどこまで受容するかは、ひとえにEU加盟の可能性と比例すると言つても過言ではないだろう。トルコのダイナミズムはすべてEUへ向かっているのであり、その目的地が取り上げられることは、国内に予断を許さない反動をもたらしかねない。その意味において、加盟候補国という位置付けがいつまで続くのかは、きわめて重要な問題である。そして、加盟交渉の開始時期が明らかにされても、加盟の実現はそのまた先の目標点なのである。

註

(1) William Hale, *Turkish Foreign Policy, 1774-2000*, Frank Cass, 2000, p.38. ただし、註22も記載。専用の原書が、Altentur Klinig, *Turkey and the World* (Washington DC, 1959, p. 49)。

(2) 一般には「アハカラ協定」の名で呼んでくる。

(3) EUといふ名称が使用されるのは、一九九三年一月に「歐州連合条約 (Treaty on European Union)」⁵ まわ

あるマーストリヒト条約が発効してからのことである。

(4) フィンランジ、オーストリア、スウェーデンの三か国
が加盟した。

(5) エストニア、キプロス、スロヴァキア、スロヴェニア、
チエコ、ハンガリー、ポーランド、マルタ、ラトヴィア、
リトアニアの一〇か国が、五月一日に加盟して、EUは一
五か国体制となつた。

(6) アムステルダム条約四九条によれば、加盟申請はEU

の意思決定機関である「理事会（Council）」に対して表
明されねばならない。理事会は、申請国の加盟資格に関する
「意見」を「委員会（Commission）」へ求める。この
「意見」を参考に、申請を受諾するか拒否するかの判断は、
理事会の全会一致により決定される。その理事会の決定は

は欧州議会（European Parliament）の絶対過半数による
合意が必要となる。ただし、トルコが申請を表明した一
九八七年は、EEC条約[1]七条（共同体への加入）に従
つてこる。

(7) COM (1998) 124 final, Brussels, 04. 03. 1998.

(8) OJL58, 28. 2. 2001. もとは強化されたペーネーナークハ
ブ締結の提案 COM (2003) 144 final, Brussels, 26. 3. 2003

がEU委員会により提出せらるべふ。ペーネーナークハブの
内容は、国内制度整備の進捗に応じて適宜改定され、新規
のペーネーナークハブが締結されるふとおこなはれる。

(9) 国家プログラム National Programmes は、アキの国
内導入の具体的な分野とそのための国内制度改革の方法を
明かかにしよもので、すべての加盟候補国に要請されてい
る。

(10) 一九九一年の域内単一市場の創設に際しては、EU

弱のEU立法によつて構成国国内の制度の調和が図られた
し、共通通貨の導入に際しては、歐州通貨同盟として三つの
の収斂基準を満たすことが要求され、そのため国内の經
済・金融制度の見直しが余儀なくされた。そのことは、E
U構成国の年金制度の改革など、長年にわたつて必要が認
識されてはいたものの実施へ踏み切られることがなかつた
国内の社会政策の分野まで変革をもたらしてくる。

(11) EU/EUの批判は、歐州人権条約 (the European
Convention of Human Rights) に依拠してなれどこね。

(12) 間寧「外圧と民主化——トルコ憲法改正[1]〇〇一年」
〔現代の中東 No. 33〕アジト経済研究所、110011年七月
月。特に五三一七二頁に改正条項の和訳を含む詳しい解説
がなされてくる。

(13) 前出、五四頁。

(14) 第三八条に新しく加えられた三項の第一項が、「戦争、
差し迫つた戦争の脅威、テロ犯罪の場合を除き、死刑は執
行されない」である。前出、六四頁。「テロ犯罪」はトル
コ独自の要件である。

(15) トルコ憲法八七条の規定によれば、死刑の執行は国会
承認を必要としている。一九八四年以来死刑執行がないの
は、執行動議が国会に提出されたことがないためである。
William Hale, "Human Rights, the EU and Turkish
Accession," in *Turkish Studies*, Vol. 4, Spring
2003, Frank Cass, pp. 118-9.

(16) COM (2002) 700 final, 2002 Regular Report on
Turkey's Progress Towards Accession, pp. 17-8.

(17) 例へば、イヘル (İnönü) やウザン (Özal) などの
共和国大統領はトルコ人であつたといわれていら。

Nicole and Hugh Pope, *Turkey Unveiled*, John Murray Publishers, London, 1997, p. 254.

(28) 三上洋一は「トルコを人種や宗教で細かく分かれて、実際には四七の人口クルデーに区分される」と述べている。

川上洋一『クルド人 もうひとつの中東問題』集英社新書、110011年、八七頁。

(19) Pope, *op. cit.*, pp. 248-9.

(20) PKKは一九七八年に、アブダラ・オジャランにより創設され、八四年頃から本格的武装闘争を開始した。党首オジャランは、一九九九年に逮捕された後、武装闘争の終結宣言をし、PKKはその役割を終えたとして110011年に「クルディスタン自由民主会議（KADEK）」へと組織を改変した。しかし、この一方的終結宣言は、110011年九月になつて、トルコ政府が態度を変えないという理由で、再び、一方的に取り消された。

(21) Pope, *op. cit.*, p. 253.

(22) 人権活動家として知られたミッテラーツフランス大統領夫人のダニエルが、一九八九年一〇月に、クルド人問題に関する初めての国際会議をパリで開催したことが、ヨーロッパにおけるクルド人理解に大きなインパクトを与えた。

(23) 一九九三年六月には、ヨーロッパ大陸の二〇都市で、トルコ政府関係の建物に対して同時テロがしかけられ、同年一月には、二〇以上の都市で同様のゲリラ事件が起つた。川上「前出」一六一一三頁。

(24) ザナ女史は、一九九五年に欧洲議会（EP）により、人権活動に貢献のある人物としてサハロフ賞を与えられた。

(25) 例えば、11001年の総選挙では、全国八五選挙区のうち南東部三選挙区で第一党となつた「民主人民党DE

HAP」は、全国での得票率は六・一18%であつたために国会に議席はない。

(26) 一九六〇、七一、八〇年と軍によるクーデタが起つり、その都度新しい憲法が制定されるか改憲が実施されて、国民生活を大きく規定してきた。一九九七年には、時の政権与党であった福祉党（RP）のエルバカン（Erbakan）

首相が軍の圧力により辞任に追い込まれ、翌九八年一月にはイスラーム政党であるRPは解散させられた。

(27) 間寧「義務か、世論か、國益か——トルコの遅れた対米協力」『世界』110011年五月號。

(28) 七月三〇日に国会で承認された後、憲法の定めにしたがつて大統領へ送付された。憲法裁判所判事出身の現大統領は、拒否権を行使するのではないかといわれていたが、八月七日は、修正なしで承認し、第七次ペッケージは成立了。この間の経緯は、*Turkish Daily News*, 8 August, 2003, www.turkishdailynews.com へも入手。

(29) *Turkish Daily News*, 26 August, 2003.

(30) 筆者への私信。

(31) ベルトランは、イスタンブール市長であつた一九九七年一一月に「宗教的憎悪を煽った」として政治活動を五年間禁止されていた。憲法改正により、その判決は無効とされた。

(32) ちなみに、鞍替えをした二人はともにクルド人であるふるわねじさん。

(33) *Turkish Daily News*, 4 August, 2003 ちなみに、前回選挙でのAKPの得票率は三六・一16%であった。

(34) *Le Monde*, 7 mai, 2003, *New York Times*, August 4, 2003.

(35) *Op. cit.*, Pope, p. 123.

(36) Semin Suvarterol, "The Cyprus Obstacle on Turkey's Road to Membership in the European Union," in *Turkish Studies*, Vol. 4, No. 1, Spring 2003, pp. 57-8.

(37) *Eurobarometer*, Nr. 58, March 2003.

(38) 北キプロス議会は、五〇議席の一院制で、一一〇〇四年一月一四日の選挙結果は、テンクタシュが党首を務めた与党「五議席」、野党連合「五議席」であった。

(39) テンクタシュ自身は北キプロスの独立国家としての主張をいささかも譲つてはいない。彼は、皮肉にも、パパシトロスと共に関係に陥ってしまった。

(40) *The Economist*, May 1st 2004.

(41) 一一〇〇一年一月の「ヌ・ヤハム」紙のインタビューでの発言。

(42) COM (2003), 676, SEC (2003), 1212.

(43) 一一〇〇四年六月に加盟申請が承認され、交渉の準備が開始された。

(44) *Le Monde*, 21 juillet, 2004.

(45) 各加盟国に人口に応じて一定の票数が与えられる。

五か国体制になってからは、一一〇〇四年一〇月までは移行期間であるが、一月からは、独、英、仏、伊が最多の二九票から最小のマルタの三票までの合計一一一票となる。多数決の成立には、一二三三票（七二一・三〇八）が必要となる。そのほかに、加盟国の過半数とEU全人口の大二%以上という条件が新しく付される。

(46) 結果的に、「世俗性」を国とするフランスの反対で実現しなかつた。

(47) ヴァチカンの信仰教義の長であるドイツ人枢機卿

Joseph Ratzinger © *Le Figaro*, 13 août, 2004.

(48) 最新のヨーロバロメーターによれば、ヘルニアの加盟を支持すると言えたEU市民は一一一%である。*Eurobarometer*, No. 61, Spring 2004.

(十四回目 脚注)
(はちやあらい)／九州大学法学研究院
(十四回目 脚注)

『地域研究』編集委員会

編集長

臼杵 陽 国立民族学博物館地域研究企画交流センター

編集委員

飯塚 正人	東京外国语大学アジア・アフリカ言語文化研究所
栗本 英世	大阪大学大学院人間科学研究科
田辺 明生	京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科
速水 洋子	京都大学東南アジア研究所
藤原 帰一	東京大学大学院法学政治学研究科
村田雄二郎	東京大学大学院総合文化研究科
小長谷有紀	国立民族学博物館研究戦略センター
押川 文子	国立民族学博物館地域研究企画交流センター
阿部 健一	国立民族学博物館地域研究企画交流センター

『地域研究』投稿の御案内

『地域研究』は、地域研究に携わる研究者はもとより、隣接分野・異分野の領域に関わる方々などに広く開かれた雑誌として、年2回刊行しています。本誌は、地域から世界を、また世界から地域を見つめる論考を募集しています。分野・地域は問いませんが、初出論文に限ります。投稿要項の詳細は、地域研究企画交流センターのホームページに掲載しております(<http://www.minpaku.ac.jp/jcas/points/>)ので、ご覧ください。「地域研究編集事務局」(jcasrw@idc.minpaku.ac.jp)宛てにメールにてご相談いただいても結構です。

『地域研究』 Vol. 6 No. 2

初版発行 2004年11月30日

編集・発行 人間文化研究機構国立民族学博物館

地域研究企画交流センター JCAS

〒565-8511 大阪府吹田市千里万博公園10-1

電話 06-6878-8343 FAX 06-6878-8353

E-mail: jcasmal@idc.minpaku.ac.jp

URL(JCAS Web) <http://www.minpaku.ac.jp/jcas/>

制作 株式会社 平凡社

〒112-0001 東京都文京区白山 2-29-4

電話 03-3818-0873(代表) 03-3818-0874(営業)

ISSN 1349-5038

国立民族学博物館地域研究企画交流センター

©2004 by The Japan Center for Area Studies.

Published by The Japan Center for Area Studies,

National Museum of Ethnology, Osaka, 565-8511 JAPAN.

Printed by Heibonsha. Ltd., Publishers